

建設関連業務にかかる「最低制限価格」の算定方法改正について

栗原市が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止として実施している、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格算定率を以下のとおり変更します。

1. 変更概要

近年の多岐にわたる価格高騰は、建設業界にとっても影響が大きく、適正な実勢価格の反映等その対応を要望されています。

また、建設関連業務の最低制限価格については、一律の算定基礎額で設定していた算出を、業務区分ごとの費用算出及び算定率を宮城県同等基準に引上げ見直しを行います。

2. 価格算定の変更内容

【最低制限価格制度】

税込予定価格 100 万円を超える、一般競争又は指名競争による入札に適用しています。

以下の方法で算出した最低制限価格を下回る入札は「失格」となります。

(旧) 令和8年3月まで	(新) 令和8年4月から
<p>【全業務】 予定価格（税抜）に 70% を乗じて得た額を算定基礎額とする。</p> <p>算定額の範囲 上限額 予定価格の 80% 下限額 予定価格の 60%</p>	<p>業務ごとに下記の合計額（税抜）を算定基礎額とする。</p> <p>【建築設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接人件費② 特別経費③ 技術等経費 × 60%④ 諸経費 × 60% <p>設定額の範囲 上限額 予定価格の 80% 下限額 予定価格の 60%</p> <p>【測量設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接測量費② 測量調査費③ 諸経費 × 50% <p>設定額の範囲 上限額 予定価格の 82% 下限額 予定価格の 60%</p>

【建設コンサルタント】

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ その他原価 × 90%
- ④ 一般管理費等 × 50%

設定額の範囲

上限額 予定価格の 81%

下限額 予定価格の 60%

【地質調査業務】

- ① 直接調査費
- ② 間接調査費 × 90%
- ③ 解析等調査業務費 × 80%
- ④ 諸経費 × 50%

設定額の範囲

上限額 予定価格の 85%

下限額 予定価格の 2/3

【補償コンサルタント業務】

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ その他原価 × 90%
- ④ 一般管理費等 × 50%

設定額の範囲

上限額 予定価格の 81%

下限額 予定価格の 60%

最低制限価格制度では、上記の合計額（算定基礎額）に、ランダム係数（範囲：0.99001～1.00998）を乗じた価格を最低制限価格としていますが、その算出方法に変更はありません。

なお、算定した金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。